

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(9月2日)の議論の内容と今後の予定

第98回(令和4年9月7日)	資料2-6
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード	
事務局提出資料	

1. 「オミクロン株対応ワクチン」について

(1) 接種目的

1価の従来型ワクチン(武漢株)と比較した場合の、2価のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種の有効性は以下のとおり。

- オミクロン株の中での抗原性の差は大きくないことが示唆されているため、**オミクロン株の種類(BA.1とBA.4/5)に関わらずオミクロン対応型への早期の切り替えが妥当。**
 - 現在、流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれるため、**従来型ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待される。**
 - オミクロン株と武漢株の両方の成分を含み、2種類の異なる抗原が提示されることから、これらにより得られる多様な免疫反応は、**今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いと期待される**
- ⇒ そのため、**重症化予防はもとより、感染予防、発症予防を目的に接種を行う。**

(2) 接種対象者

初回接種(1、2回目接種)を終了した12歳以上の全ての住民を対象に実施することを想定して準備を進める。

※ ワクチンの対象年齢はファイザー社は12歳以上、モデルナ社は18歳以上で申請中(企業情報)

(3) 接種開始時期等

- 9月半ば過ぎに前倒しで配送される2価のオミクロン株対応ワクチンについて、**重症化リスクの高い等の理由で行われている4回目接種に使用するワクチンとして、まずは接種開始する。**
- **4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、**配送ワクチンの範囲内で、**その他の初回接種が終了した者(社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など)の接種へ移行する。**
- これら以外の初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に対する接種開始は、引き続き、**10月半ばを目途に準備を進める。**

2. 小児に対するワクチン接種について

- ✓ **5~11歳の小児に対する追加接種について、特例臨時接種に位置づけるとともに努力義務を適用することとする。**
- ✓ **6ヶ月~4歳の小児に対する初回接種について、特例臨時接種に位置づけること等について議論。**

3. 予防接種法の改正について

- ✓ 予防接種法の改正の現在の検討内容(臨時接種類型の見直し、予防接種事務のデジタル化等)について報告。

4. 今後の予定

- ✓ 1について
 - (1)~(3)の議論について、9月2日に自治体に事務連絡を発出し、9月6日に自治体説明会を実施。
 - 次回の分科会(9月半ば)に必要な政令改正等を諮問。9月半ば過ぎから接種開始。
- ✓ 2について
 - 5~11歳の小児に対する追加接種については、同日の分科会に必要な省令改正等を諮問。9月6日から接種開始。
 - 6ヶ月~4歳の小児に対する初回接種については、引き続き、分科会で議論。